

議会改革特別委員会

令和2年5月26日

葛城市議会

開 会 午後0時30分

杉本委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、改めましてこんにちは。午前中に引き続き、お疲れのところよろしくお願いたします。私、マスクが慣れなくて、ちょっとしゃべりにくいんですけども、お聞き苦しい点、ご了解をお願いいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、ご指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市では会議出席者のタブレット端末等情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口と窓を開放しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただくようお願いいたします。また、発言にいたしましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力をお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件（1）議会改革に関する事項等「議員報酬について」を議題といたします。本件につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民生活への悪影響と、経済活動の停滞による市内業者の経営状況の悪化を踏まえ、市民生活の不安を少しでも払拭できるような支援策の予算を確保できるよう、議員報酬について減額してはどうかという意見があるとの報告を議長から頂きました。その後、協議により、この件については議会改革特別委員会において検討することとなり、5月18日に開催いたしました議会改革特別委員会協議会におきまして、議員報酬を3か月間、10分の1減額することで皆さんの同意を得ようとの結論となりました。

先ほどの全員協議会で、この件について報告いたしまして、ご了解いただいたところでございますが、改めて条例改正の詳細を申し上げますと、議員報酬の額の特例措置ということで、附則に次の1項、「令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間、議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。」を加え、公布の日から施行するという内容となっております。そして本条例の改正議案の提出方法等につきましては、ご協議いただいた結果、葛城市議会基本条例第17条及び地方自治法第112条の規定に基づき、提出者については私が、また賛成者の署名については本特別委員会の委員に署名いただいて提出することを確認いただいておりますので、本日の委員会で委員皆様のご了解をいただきましたら、6月の定例会での議案の提出に向けて進めていきたいと考えておりますが、ここまでの内容につきまして何か確認事項等ございませんか。

（「なし」の声あり）

杉本委員長 ないようであれば、今回の議員報酬の減額に関する議案の提出につきまして、先ほどの説明のとおり、提出者については私がさせていただき、本特別委員会の委員に賛同者として

ご署名いただいた上で議案提出を行うことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

6月定例会での議案提案となりますので、皆様のご協力よろしくお願い申し上げます。

調査案件(1) 議会改革に関する事項等「議員報酬について」は以上といたします。

本日の調査案件は以上でございます。

皆さん、ご協力ありがとうございます。スムーズに進めさせていただきました。今後もよろしくお願いいたします。

これをもって議会改革特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時34分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

杉本 訓規